

ICT 技術を活用した情報配信による住民サービス向上事業 仕様書

第 1 章 総則

第 1 条（業務の目的）

本業務は、上下水道のインフラ資産情報を統合型 GIS 上で、庁内で共有できる仕組みを構築するとともに、本町が保有する各種地図情報（上下水道、地番図、認定路線網図、ハザードマップ等）を情報配信することで住民及び事業者は当然のこと、産官学及び近隣自治体でも活用できる ICT 技術(公開型 GIS)を構築します。この事で住民や企業がいつでも、どこでも、だれでも情報取得できる環境を整え、住民サービスの向上を目指します。

第 2 条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者は、委託者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 測量法
- (2) 国土交通省公共測量作業規程
- (3) 地理空間情報活用推進基本法
- (4) 公共測量作業規程（作業規程の準則）
- (5) 多可町個人情報情報の保護に関する法律施行条例
- (6) 水道法
- (7) 水道法施行令
- (8) 水道法施行規則
- (9) 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
- (10) 下水道法
- (11) 下水道法施行令
- (12) 下水道法施行規則
- (13) 下水道台帳管理システム標準仕様書(案)・導入の手引き
- (14) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン
(管路施設編)
- (15) その他関係法令、例規、規程等

第 3 条（管理技術者等）

受託者は、管理技術者、照査技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮し、専門的知識と経験を有する技術者を配置するものとする。

第 4 条（秘密の保持及び情報セキュリティポリシーの遵守）

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約期間後においても同様とする。また、受託者は本業務内で取り扱う個人情報や、委託者より貸与を受ける

データ及びシステムの情報保護、品質管理、環境保護の観点から、セキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。

具体的には、以下の資格を取得しており、その証明として契約時に登録証(写)を提出するものとする。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001 若しくは JISQ27001)
- (2) プライバシーマーク (JISQ15001)

第5条 (疑義の解釈)

本業務の実施にあたり、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者で協議を行い、協議が成立しない場合は、委託者の指示に従うものとする。

第6条 (提出書類)

本業務を実施するにあたって、委託者に対し受託者は業務着手前に本仕様書及び設計書に基づき、業務実施計画書を立案し、次の書類を委託者に提出し承認を受けたうえで、円滑に業務を行うものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 管理技術者通知書 (経歴書含む)
- (5) その他必要な書類

第7条 (資料の貸与及び返却)

委託者は本業務実施のため必要な資料を受託者に貸与するものとする。受託者は貸与される資料について、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、亡失等事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。貸与時期および期間は、委託者と協議の上定めるものとする。

第8条 (守秘義務)

受託者は、本業務の実施に関して知り得た委託者の秘密に属する事項について、これを第三者に漏らしてはならない。

第9条 (転用の禁止)

受託者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを委託者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断に使用してはならない。

第10条 (損害賠償)

受託者は、本業務に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに委託者に報告しなければならない。

前項において生じた損害は、すべて受託者の責任において解決するものとする。

第 11 条 (折衝)

受託者は、本業務の実施にあたり、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を委託者に申し出て指示を受けるものとする。

第 12 条 (検査)

受託者は、本業務の完了後においては委託者の最終検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務を完了するものとする。ただし、本業務完了後であっても、成果品に瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において必要な処理を行うものとする。

第 13 条 (委託料の支払い)

委託者は、前条の検査を実施し、受託者が合格した場合は、受託者に委託業務契約書で定める委託料を支払うものとする。

第 14 条 (費用負担)

本業務に係る必要な費用は、本要求事項に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

第 15 条 (契約変更)

本業務において、本要求事項及び委託業務契約書の内容に変更が生じた場合は、受託者は直ちに委託者に報告し、変更契約を行うものとする。

第 16 条 (成果品の帰属)

本業務の成果品は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。ただし、システムに用いるプログラム・システム著作権等については、委託者は使用許諾権を得るものとし、著作権についてはこの限りではないものとする。

第 17 条 (履行期間)

本業務の履行期間は、以下のとおりとする。

(1) システム構築

契約締結後 ～ 令和 7 年 2 月 28 日

※本稼働までの仮稼働期間や操作研修期間を含む。

(2) システム運用保守

システム構築後～令和 9 年 3 月 31 日

第 18 条 (納入場所)

本業務の成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

施設名称	納入場所
多可町役場	企画秘書課、上下水道課

第 19 条 (データの授受)

本業務に必要な機密情報を含むデータの授受において、セキュリティーボックスを使用する等、安全・確実な方法で行うものとする。

1 授受を行うデータについては、本業務担当者以外の第三者が容易に解読できないように

暗号化処理を行うものとする。

- 2 貸与資料の中でも機密性の高い資料については、運搬時の紛失等情報漏えい事故を防止するため、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したデータ交換サービスによりデータの授受により対処するものとする。

第2章 業務概要

第20条（業務概要）

本業務の概要は、次のとおりとする。

- ・ ICT 技術を活用した情報配信による住民サービス向上事業
 - (1) 計画準備
 - (2) 打合せ協議
 - (3) 操作研修
 - (4) 業務報告書作成
 - (5) 統合型 GIS（上下水道アプリ以外）
 - (6) 公開型 GIS
 - (7) 統合型 GIS(上下水道アプリ)
 - (8) システム保守
 - (9) 庁内公開データガイドライン案の作成（助言、指導含む）

第3章 共通

第21条（計画準備）

本仕様書に基づき、作業の方法、使用する機器、従事する人員およびスケジュール、委託者のインフラ環境、ネットワーク構成、各種システムの要件、搭載する地図データ等の確認を行い、全体業務計画を立案するものとする。

第22条（打合せ協議）

本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

- 1 着手時及び仕様書で定める業務の区切りにおいて、委託者と受託者は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 2 委託者は仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議

するものとする。

3 打合せ協議回数は、着手時、中間1回、納入時の合計3回を想定している。なお、追加の打合せ協議については委託者と受託者が協議のうえで決定するものとする。

第23条（操作研修）

受託者は新システムの活用を促進するため、以下を実施するものとする。

（1）利用対象職員用の操作マニュアルの作成

- ・操作マニュアル（冊子）を準備し、データとともに納品すること。
- ・理解しやすいように本システムの画面ハードコピーを駆使し、利用できる機能の説明を解り易く記述し、各種機能単位に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること。なお、特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること

（2）操作説明の実施

委託者側の職員に対して受託者がシステムの操作説明会を行うこと。説明会実施方法については集合方式を基本とし、説明は1研修についてメイン・サブの2名以上で行うこと。

第24条（業務報告書作成）

受託者は、本業務の報告書を作成の上、納品するものとする。

第4章 統合型 GIS（上下水道アプリ以外）

第25条（システム構築）

受託者は、既存統合型 GIS を拡張し第5章、第6章に記載のシステムを構築することを前提とする。なお、既存統合型 GIS を拡張できない場合は、現在委託者が運用している既存統合型 GIS の運用状況を全て把握した上で新規構築するものとする。

また、既存統合型 GIS のシステム要件は以下の通りとする。

（1）システム基本要件

項番	項目	内容
1	構築方式	LGWAN-ASP 方式（庁外サーバ設置方式）
2	ライセンス数	同時接続数 無制限
3	動作環境	以下の職員端末でのスペックを想定している。 <ul style="list-style-type: none">・端末台数：約250台・使用職員数：約200人・OS：Windows 8.1 又は 10 Pro (64bit)、11 Pro (64bit)・CPU：Intel Core i3 2.4GHz 程度以上・メモリ：4GB 以上・ブラウザ：Internet Explorer、Microsoft Edge、Google Chrome・ソフトウェア：Microsoft Office
4	基本要件	<ul style="list-style-type: none">・GIS（地図情報システム）に不慣れな利用者でも、容易に目的の操作が行えるよう操作性が優れていること。・ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシス

		<p>テムであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム内に操作マニュアル等を格納したオンラインヘルプがあること。 ・システムの利用にあたっては、プラグイン等のソフトウェアのインストールが不要なものとする。 ・利用期間中に、OS、Web ブラウザ等のバージョンアップが発生した場合でもシステムが利用できるよう無償で対応するものとする。 ・利用期間中は、随時ソフトウェアのバージョンアップを行い、最新版を無償提供するものとする。 ・システムの停止が必要な作業が発生する場合は、システム運用に影響を与えない時間帯に行うものとし、事前に委託者と協議を行うものとする。 ・システムの監査及び障害等の調査を目的として、ログを出力し保管するものとする。 ・委託者の指示により、ログを出力し確認できるものとする。 ・情報照会画面を、運用する台帳情報の項目に合わせて編集・設定でき、様々な利用場面に応じた拡張性を有するものとする。 ・本町職員が shape ファイルを自由にインポート、エクスポートできることまた、属性情報に紐づく添付ファイルもインポート、エクスポートできること。できない場合は、利用料の範囲で、事業者にて対応すること。
5	拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス数は、システム運用開始後においても、適宜追加・削減が可能であるシステムとすること。 ・利用者やデータ量が増大した場合においても、操作性が低下しないような拡張性の高いシステムとすること。
6	システム稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・計画サービス時間は、24 時間 365 日であること。 ・サービス稼働時間は「計画サービス時間－停止時間」とする。なお、計画サービス時間には、システムメンテナンス等の事前計画に基づくサービス停止時間、事業者の責によらないサービス停止時間は除くものとする。
7	バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・日次によるデータバックアップ機能を有し、万が一データが消失した場合においても速やかに復旧可能な体制であること。
8	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセスやウイルス対策を含めた情報セキュリティの対策に万全を期すこと。

※その他要件

- ・導入するソフトウェアは、事業者が開発したパッケージ製品とする。
- ・一般財団法人 全国地域情報化推進協会が推進する地域情報プラットフォームの準拠登録製品であるものとする。
- ・システムは、導入より最低 5 年間の運用が可能なものとする。
- ・地図レイヤ及び関連データは、無制限に追加可能であるものとする。
- ・システムの構築、運用及び保守作業は、事業者及び事業者と雇用関係のある技術者が行うものとする。

(2) システム機能要件

- ・システム機能要件については、様式 5-2-1 企画提案書(システム機能)のとおりとする。

(3) システムデータ移行一覧表

・移行するデータは以下の通りとする。

データ名称	担当課	データ形式
消防水利施設	生活安全課	Shape 形式
防犯灯	生活安全課	Shape 形式
避難所・関連施設	生活安全課	Shape 形式
ハザードマップ	生活安全課	Shape 形式
法定外公共物	建設課	Shape 形式
路線網図	建設課	Shape 形式
道路付属物	建設課	Shape 形式
林道情報	建設課	Shape 形式
地籍情報	建設課	Shape 形式
都市計画区域	建設課	Shape 形式
宅地造成工事規制区域	建設課	Shape 形式
農道情報	建設課	Shape 形式
学校区(小学校区)	教育総務課	Shape 形式
学校区(中学校区)	教育総務課	Shape 形式
農用地区域	産業振興課	Shape 形式
ため池ハザードマップ	産業振興課	Shape 形式
医療施設	福祉課	Shape 形式
福祉施設	福祉課	Shape 形式
子育て施設	こども未来課	Shape 形式
観光施設	商工観光課	Shape 形式
地形図	企画秘書課	DM、Shape 形式
バス停	企画秘書課	Shape 形式
バス路線	企画秘書課	Shape 形式
文化財(古墳)	教育委員会	Shape 形式
文化財(埋蔵文化財)	教育委員会	Shape 形式
公共施設	生涯学習課	Shape 形式
航空写真	税務課	TIFF 形式
地番図	税務課	Shape 形式
固定資産評価情報	税務課	Shape 形式
家屋図	税務課	Shape 形式

※既存統合型 GIS に搭載されているデータの抽出については、発注者が既存ベンダーと調整の上でデータを受領するものとする。なお、これにかかる経費については本業務内で実施するものとする。

第5章 公開型 GIS

第26条 (システムデータ作成)

受託者は、公開型 GIS に掲載するシステムデータについて既存 GIS データ等を用いて作成するものとする。なお、作成するデータは以下の通りとする。

データ名称	担当課	データ形式
上下水道情報	上下水道課	Shape 形式 (新規作成)
地番図	税務課	Shape 形式 (既存統合型データ活用)
認定路線網図	建設課	Shape 形式 (既存統合型データ活用)
防災情報 (ハザードマップ、避難所)	生活安全課	Shape 形式 (新規作成)
バス情報	企画秘書課	Shape 形式 (新規作成)
公共施設情報 (観光施設、公共施設、AED設置個所、医療 機関、文化財、公衆無線LAN・トイレ)	商工観光課 健康課 企画秘書課	Shape 形式 (新規作成)
都市計画情報 (地形図)	企画秘書課	DM・Shape 形式 (既存統合型データ活用)
サイクリング情報	商工観光課	Shape 形式(新規作成)

第27条 (システム構築)

受託者は、公開型 GIS を構築するものとする。なお、システム基本要件及び機能要件については以下の通りとする。

(1) システム基本要件

- ・インターネット - ASP 方式とする。
- ・ライセンス数は無制限とする。
- ・GIS は、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードや Java アプレットなど使用機種に制限を与えるようなものがないこと。また、スマートフォンやタブレット等（サポート対象となっている IOS や Android が搭載された一般的な機種）で動作すること。
- ・運用時間は、24 時間 365 日とする。（定期メンテナンス等の計画停止を除く。）
- ・利用者(町職員・町民等)が初めて GIS を利用する場合でも、直感的に基本操作(検索・閲覧・印刷等)ができ、迅速な電話・窓口対応ができることとする。
- ・委託者がシステムの OS・ソフトウェア・GIS・エンジン・機器等の保守期限を考慮する必要が無く、長期的に利用できるものとする。
- ・今後、クライアント環境(OS および、ブラウザ等)がバージョンアップしていくことも考慮

し、現行から最新バージョンまでのすべてに対応するものとする。

- ・データセンター側にバックアップ機能を有し、バックアップ先についても情報セキュリティ対策を十分に講じるものとする。
- ・システム用にデータ変換を行い、システムに掲載するものとする。
- ・トップページ（ポータルサイト）は委託者のニーズにあわせて自由にカスタマイズできること。また、導入後についても、自由に変更可能なものとする。
- ・ユニバーサルデザインを採用したシステムとする。
- ・搭載データのレイヤ構成を確認し、各種データはシステム上において、適切な表現ができるようにレイヤ構造の設定を行い、業務運用に適したものとするため、委託者の指示により調整を図るものとする。
- ・受託者はシステムに掲載された各種データが、システム上で正常に稼働しているかの検証を行い、委託者に報告を行うものとする。検証の結果で不備がある場合には、受託者の責任よりシステムで正常に稼働するように調整を行い、その結果を再度報告するものとする。
- ・統合型 GIS と連携しリアルタイムに町職員の操作で公開型 GIS にデータアップロードができるものとする。
- ・統合型 GIS と同じ操作性であるものとする。
- ・google マップ連携が可能なものとする。
- ・公開型 GIS へのアクセス総数(分野別集計)を集計ができるものとする。
- ・以下のとおり、ホームページ上でアンケートの取得ができるものとする。
 - (ア)接続時にアンケート項目の画面を表示する。
 - (イ)アンケート項目に回答した内容を電子データ (Excel 又は CSV) で集計する。
 - (ウ)アンケート毎年度実施するものとし、ホームページに公開する期間は 3 か月程度を想定している。実施時期や集計方法及び集計結果の提出時期は発注者と協議の上、決定するものとする。
 - (エ)集計期間終了後は、アンケート実施前の画面を表示する。

(2) システム機能要件

- ・システム機能要件については『別紙 システム機能』のとおりとする。
- ・本業務は、内閣府所管「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装 T Y P E 1）」に採択された事業であるため内閣府が指定するモデル仕様書に準拠すること。

第 28 条（データセットアップ）

受託者は、前条で構築した公開型 GIS 上でデータ公開ができるよう、公開するデータの選定及びシステムの調整を行い、令和 6 年 2 月末までにホームページにおいて情報公開を行うものとする。

第6章 統合型 GIS(上下水道アプリ)

第29条 (システムデータ変換)

(1) 上下水道施設データ移行

受託者は、委託者から貸与される上下水道施設情報等の既存 GIS データ (表1 のデータ) について、新 GIS で利用できるようデータ変換を行い、システムを構築するものとする。表示される属性等が重ならないよう、レイアウト等を修正するものとし、データが過不足なく移行ができるように実施するものとする。

また、データ移行に関して移行結果を報告書に記載するものとする。

表1.上下水道施設等データ移行数量の目安

名称	数量	提供形式
上水道施設		
配水管	315.426km	Shape形式
給水管	46.568km	Shape形式
バルブ類	11,333箇所	Shape形式
消火栓	1,196箇所	Shape形式
流量計	16箇所	Shape形式
配水池	19箇所	Shape形式
下水道施設		
管渠	220.324km	Shape形式
人孔	7,842個	Shape形式
柵	6,893個	Shape形式

(2) 既存データファイリング

受託者は、貸与されたファイリングデータについて、上下水道施設の持つ属性データから即時にファイリングデータを呼び出せるよう、データ移行及び委託者の指示する上下水道施設等に関連付けを行い、また新 GIS で表示できるようシステム表示調整を行うものとする。

① 水道施設台帳(水源、浄水場、配水場、加圧ポンプ)

- ・中区：A3サイズ、119ページ (PDF)
- ・加美区：A3サイズ、208ページ (PDF)
- ・八千代区：A3サイズ、179ページ (PDF)

※既存 PDF データのファイリングを実施

② 下水道施設台帳(施設概要、図面、機器リスト)

- ・施設概要・・・A4サイズ、10枚×9施設=90枚 (PDF)
- ・図面・・・A3サイズ、50枚×9施設=450枚 (PDF)
- ・機器リスト・・・A4サイズ、300枚×9施設=2,700枚

※機器リストのみ、受託者がスキャンングを実施

③ 水道系統図

・ A 3 サイズ、 1 ページ (PDF)

(3) 全図(縮尺 1/50000)データ作成

受託者は、1/50000 の縮尺で上下水道施設名称等の見分けがつくように全図データ及び印刷用システムレイヤーを作成し、新 GIS で表示できるようシステム調整を行うものとする。

(4) システムデータ連携

受託者は、料金システムデータ(既存 CSV ファイル)を新 GIS でも利用できるようにデータ連携を実施するものとする。

固定資産データについては、システム上に属性項目を設けるものとする。また、将来的に GIS 利用ができるように、属性情報の紐づけとデータ更新方法等について、委託者と協議を実施するものとする。

第 30 条 (システム構築)

受託者は、既存 GIS データから変換等により作成した上下水道施設データを正確かつ効率的に管理・運用するため、台帳データベースを作成し、統合型 GIS と連携して管理することができる上下水道台帳システムを構築するものとする。

(1) システム環境構築

受託者は、受託者側の作業場所においてシステム環境を構築する。実施する内容は次のとおりとする。

- ① レイヤ設定 (図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等)
- ② ユーザグループ設定 (管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等)
- ③ 図形レイヤ・属性テーブル権限設定 (表示・印刷・出力・台帳出力・重ね合わせ制御等)
- ④ データベース設定 (検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等)

(2) システム機能要件

受託者が、本業務において新たに構築するシステムの構成は以下の通りとする。

- ・ 新 GIS : LGWAN-ASP 方式
- ・ システム機能要件については『別紙 機能調査表』のとおりとする。

(3) システム調整

受託者は、新 GIS について委託者と協議の上で、表示方法等の機能調整を行うものとする。

(4) 背景図調整

受託者は、背景図として新 GIS に以下のデータをセットアップするものとする。なお、背景図については委託者より無償貸与するものとする。

- ・ 上水道アプリ : 既存背景図、航空写真、既存配管図等の GIS データ(shape 形式)
- ・ 下水道アプリ : 既存背景図、航空写真、既存管渠図等の GIS データ(shape 形式)

※住宅地図については、既存統合型 GIS データを活用するものとする。

第 31 条 (データセットアップ)

受託者は、新 GIS が正常に稼働できるようセットアップ、初期設定等を行うものとする。セットアップを行うライセンス数と稼働場所は表 2 の通りとする。

なお、上下水道課窓口 PC においても公開型 GIS の上下水道情報が閲覧できるように調整を行うものとする。

表 2. 導入端末数

システム名	稼働場所	ライセンス数
統合型 GIS(上水道アプリ)	上下水道課(職員)	5
統合型 GIS(下水道アプリ)	上下水道課(職員)	5

第 7 章 システムサービス要件

第 32 条 (システムサービス)

(1) ASP サービス要件

統合型 GIS(上下水道アプリ含む)は LGWAN - ASP 方式、公開型 GIS はインターネット - ASP 方式により構築するものとする。システムの詳細な利用条件、サービスレベルについては SLA(Service level Agreement)として、詳細は委託者と受託者にて協議の上、締結するものとする。

また、SLA 要件については、毎年度末に協議により、見直しを行うものとする。

(2) データセンター要件

データセンターは、日本国内にあるものとし、セキュリティ対策に必要な措置が講じられているものとする。詳細は、下記に記載の要件によるものとする。

- ・地震、風水害などの自然災害に対応できる、耐震・耐火構造を備え十分にセキュリティが確保された、日本国内のデータセンター内でシステムを運用すること。
- ・計画サービス時間は 24 時間 365 日であること。
- ・サービス稼働率は「99.5%以上」であること。
- ・生体認証や監視カメラの設置等、厳重な入退室管理を行うこと。
- ・システム稼働状況はリアルタイムで監視すること。
- ・日次によるデータバックアップ機能を有し、万が一データが消失した場合においても速やかに復旧可能な体制であること。
- ・第三者による不正アクセスやウイルス対策などに万全を期すこと。

第 8 章 システム保守

第 33 条 (システム保守)

本業務では運用開始から令和 8 年度末までの運用保守を行うものとする。委託者が貸与する GIS データおよび、データセンター内のシステム設備について、以下のとおり適切な運用保守・管理を行うこと。

(1) 保守体制

- ① 問い合わせ対応および障害対応について、電話(9:00~17:00)およびメール(随時)による受付を行うこと。

- ② 稼働時間内の安定したシステム提供および、システム設備監視を行うこと。
- ③ 委託者からの連絡受理から状況把握、解決、事後報告を明確にすること。
- ④ 連絡の手段は対面、電話、FAX、電子メールまたは書簡等とし、障害発生時には速やかにその原因を報告し、復旧に努めること。

(2) 保守内容

- ① 運用保守業務の範囲は、利用するシステムのハードウェア・ソフトウェアとし、セキュリティに関する事項も含むこと。
- ② 年度ごとに 1 回以上、定期点検を行うこと。本点検にあたっては事前に問題点等の確認を行ってから動作確認、機器の状況確認、その他を行うものとする。
- ③ 受託者は本システムのバージョンアップに伴う情報提供を行うこと。
- ④ データや操作に関して委託者から問い合わせがあった場合は迅速かつ親身に対応すること。またシステムを運用していく上で、必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- ⑤ 修正パッチ、セキュリティホール対策およびウイルス対策の日常管理を行うこととし、不正アクセス対策を講ずること。
- ⑥ 障害が発生した際は、迅速な復旧対応を行うとともに、速やかに障害発生状況、原因、対応等を記載した障害報告書を作成・提出することとし、障害対応後には恒久的な再発防止策を計画・実施すること。またデータセンター側では対応できない場合は、解決のために現場に駆けつけ、状況確認・改善を行うこと。
- ⑦ 計画的にシステム停止する場合は委託者に事前通知すること。
- ⑧ 各年度で利用者やアクセス実績に関する統計集計、情報セキュリティ対策における実績および、システム停止実績等を記載した運用実績報告書を提出すること。
- ⑨ 委託者において更新されたデータについては、年 1 回データのバックアップを行うものとする。
- ⑩ バージョンアップ、レベルアップに伴う説明資料等の提供を行うものとする。
- ⑪ システム運用を円滑に行うため、年 1 回の操作研修を必要に応じて実施するものとする。
- ⑫ ユーザ情報更新は職員の異動等に応じて更新を行うものとする。
- ⑬ 新規データを公開する場合、(1)HP への新規ボタン追加(2)新規データ作成は保守業務外とし、有償対応とする。

第9章 成果品

第34条 (成果品)

本業務の成果品は次のとおりとする。様式等は委託者と協議の上決定するものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| ①統合型 GIS | 1 式 |
| ②統合型 GIS データ | 1 式 |
| ③上水道アプリ | 1 式 |
| ④下水道アプリ | 1 式 |
| ⑤上下水道 GIS データ | 1 式 |
| ⑥公開型システムデータ | 1 式 |
| ⑦公開型 GIS データ | 1 式 |
| ⑧操作マニュアル (PDF、1 部出力) | 1 式 |
| ⑨業務報告書 (打合せ記録簿等含む) | 1 式 |
| ⑩その他委託者の指示するもの | 1 式 |

以上